

5 障 第 3 6 9 号
令和 5 年 3 月 1 3 日

指定障害児通所支援事業所 代表者 様

京都府健康福祉部障害者支援課長

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における自己評価
結果等の公表及び届出について（通知）

平素は、本府の健康福祉行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 条）により、概ね 1 年に 1 回以上、質の自己評価を行いその評価結果及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）について、貴事業所のホームページや会報等で公表することが義務付けられています。

つきましては、下記により、所要の届出をお願いします。

記

- 1 届出を要する対象事業 児童発達支援、放課後等デイサービス
(共生型、基準該当を含む。)
- 2 届出期日 概ね 1 年に 1 回以上、自己評価結果等を公表し、その都度届出
- 3 届出書類
(1) 別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」・・・事業所ごと
(2) 公表済みの「自己評価表」及び「保護者評価表」・・・サービスの種類ごと
- 4 届出先 事業所の所在地を所管する府内（京都市除く。）の保健所

5 留意事項

概ね 1 年に 1 回以上、本府に届出がない場合は、以降の報酬請求において、自己評価結果等未公表減算が適用されることとなります。

なお、3 月末までを 1 年とし、届出をされる事業所が多いため、お知らせをしておりますが、指定の時期により、届出期日は異なります。

担当	福祉サービス・障害児支援係 電 話 075-414-4671 F A X 075-414-4597
----	---

【参 考】

1 自己評価の方法について

(1) 実施方法

「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の別添に自己評価の流れが示されていますので、参考にしてください。

(2) 評価表の様式

各ガイドラインの別添に、事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表のひな型等が示されていますので活用してください。

事業所において、適宜加除修正を行うことも可能です。

2 自己評価結果等未実施減算について

(1) 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型通所支援、基準該当通所支援

(2) 減算対象期間及び対象

京都府に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用児全員について減算を適用

※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しない。

ただし、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、京都府に届け出ること。

(3) 算定される単位数

所定単位数の100分の85（15%減算）

(4) 留意事項

・新設の事業所については、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、所管保健所に届出てください。

・公表を行わず、本府の指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討することとなりますので、御注意ください。